



妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への 交通費および宿泊費の一部を助成します

—秩父市妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援助成金—

【strong point/ここが言いたい!】

市では、遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦さんに、出産に伴う交通費や宿泊費の一部を助成します。

■対象者

秩父市に住所のある妊婦で自宅（または里帰り先）から最も近い分娩取扱施設（医学的な理由により、周産期母子医療センター（※）で分娩する必要がある場合は、その周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する方
※妊娠・出産に関する高度医療を提供する医療機関。ハイリスク妊娠や新生児の重症疾患に対応し、母体・胎児・新生児の救急医療や集中治療を行う施設。

■助成内容

【交通費】

分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、以下により算出した交通費を助成

- タクシーの場合 実費額×0.8
- 自家用車の場合 距離数(km)×18円×0.8
- 公共交通機関の場合 実費額×0.8

【宿泊費】

出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合の宿泊費を助成（出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分）

実費額（1泊あたり13,300円上限）から1泊あたり2,000円を控除した額×泊数

事業費

300千円

（国1/2、県1/4、市1/4負担）

保健医療部保健センター

担当者：浅見・町田・山越

☎0494-22-0648

FAX：0494-22-5338

